

「平成31・32年度熊本県工事入札参加者資格審査申請」

「技術事項等評価項目申請」の手引き

～ 目 次 ～

1	平成31・32年度熊本県工事入札参加者資格審査申請要領 (経審時受付を除く申請及び技術事項評価項目申請について)	P 1
2	【別記様式1】熊本県工事入札参加者資格審査申請書(建設工事)	P 5
3	【別記様式2】個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書	P 6
4	【別記様式3】熊本県工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等評価項目申請書	P 9
5	技術事項等評価項目申請にあたっての留意事項	P 10
6	技術事項等評価項目申請添付書類整理表	P 15
7	【別記様式4】社会貢献活動実施状況報告書(様式・記入要領)	P 16
8	【別記様式5】新分野進出に係る事業計画(様式・記入要領・Q&A)	P 18
9	【別記様式6】舗装用機械の保有状況と施工体制調書(様式・記入要領)	P 21
10	【別記様式7】舗装用機械写真台帳	P 24
11	【別記様式8】合併による特例措置適用(継続)申請書(様式) 特例対象営業所毎技術職員一覧(様式)	P 25
12	【別記様式9】土木一式工事調書(高度な技術等を要するもの)(様式・記入要領)	P 27
13	【別記様式10】残留措置適用申請書(様式・記入要領)	P 28
14	【参考資料】技術職員の変更に係る技術職員名簿の記入例	P 29

平成31・32年度熊本県工事入札参加者資格審査申請要領 (経審時受付を除く申請及び技術事項等評価項目申請について)

【※必ずお読みください※】

平成30年度の経営事項審査申請時において、すでに「平成31・32年度熊本県工事入札参加者資格申請書(建設工事)」を提出している場合は、第1による提出の必要はありません。

ただし、第2については、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事又は舗装工事のいずれかの資格申請を希望する場合は、該当する項目について申請する必要がありますので御注意ください。

第1 平成31・32年度熊本県工事入札参加者資格審査申請について

1 申請の対象者

平成31年度及び平成32年度において熊本県が発注する建設工事に係る競争入札に参加しようとする建設業者で、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 熊本県内に主たる営業所を有すること。
- (2) 平成30年度の経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)を完了していること(経営規模等評価申請書(建設業法施行規則別記様式第25の11)に審査済印があること)。

2 申請の受付

(1) 申請の方法

次のいずれかの方法によること。

- ア 郵送(簡易書留に限る。また、申請書(副本)の返送用として切手を貼付した返信用封筒を同封すること)。
- イ 持参(持参者は、申請書記載内容について説明できる者に限る。)

(2) 受付期間

ア 郵送の場合

平成31年1月7日(月)から平成31年1月22日(火)まで(平成31年1月22日の消印有効)

イ 持参の場合

平成31年1月15日(火)から平成31年1月22日(火)まで

受付時間:午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで

(3) 提出先

ア 郵送の場合

〒862-8570(県庁専用郵便番号)

熊本県土木部監理課建設業班

イ 持参の場合

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県庁行政棟本館地下1階 監理課入札室

3 提出書類及び提出部数

- (1) 平成31・32年度熊本県工事入札参加者資格審査申請書(建設工事)(別記様式1) 2部
- (2) 個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式2) 2部

- (3) 経営事項審査において、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険のいずれかの加入状況が「無」であった者で、平成30年12月31日までに当該保険に加入した場合は、次に掲げる書類を提出 1部
- ア 経営事項審査添付書類「使用人の一覧（技術関係使用人、技術職員名簿に記載できない使用人）」（平成30年9月30日現在の職員について、加入状況を確認しますので、基準日以降に職員の変更があった場合は、使用人一覧を朱書き訂正してください。）
- イ 雇用保険に関する労働保険概算・確定保険申告書及び領収書又は完納証明書（基準決算の前期から審査基準日までのもの。ただし、審査基準日時点で加入していない場合は、加入月から平成30年12月31日までに支払期限が到達している領収書又は完納証明書）
- ウ 社会保険の標準報酬決定通知書（直近のもの）及び領収書又は完納証明書（審査基準日を含む月の保険料を納付したことを証するもの。ただし、審査基準日時点で加入していない場合は、加入月から平成30年12月31日までに支払期限が到達している領収書又は完納証明書）

第2 平成31・32年度熊本県工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等評価項目申請について

1 申請の対象者

平成30年度に、「平成31・32年度熊本県工事入札参加者資格審査申請書（建設工事）」を提出し、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事又は舗装工事のいずれかを希望した建設業者のうち、次のいずれかに該当する者

- (1) 平成29年1月から平成30年12月までの間に、熊本県が発注した工事について、契約後VE提案が採択された実績のある者
- (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく法定雇用率が適用される者で平成30年6月1日現在において法定雇用率を達成している者又は法定雇用率が適用されない者で障がい者を1人以上雇用している者
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校又は専修学校を平成27年度、平成28年度又は平成29年度に卒業した者を採用し、かつ、これらの者について、6か月を超える常勤雇用の実績がある者
- (4) 平成30年9月30日現在において、育児休業制度及び介護休業制度の両制度をいずれも就業規則等で定めている者
- (5) 平成30年12月31日現在で常勤の従業員若しくは役員が県内の消防団に入団している者又は平成30年12月31日現在で保護観察者の協力雇用主の登録を行っている者
- (6) 平成30年9月30日現在において、エコアクション21の認証を取得している者
- (7) 平成29年1月から平成30年12月までの間に建設業以外の分野（以下「新分野」という。）に進出し、5百万円以上の支出を行った者又は新分野の事業を営む新会社の設立に伴い5百万円以上の支出を行った者
- (8) 平成30年9月30日現在において、熊本県又は熊本県内市町村と防災協定を締結している者
- (9) 平成25年10月から平成30年9月までの間に従業員若しくは役員に継続学習制度（CPD(S)）の単位を取得させた実績のある者
- (10) 平成26年1月から平成30年12月までの間に、特許権の設定登録又はNETIS（新技術情報提供システム）への登録又は熊本県土木部「新技術・新工法活用システム」への登録が行われた実績のある者
- (11) 平成29年1月から平成30年12月までの間に、大臣又は知事から表彰を受けた実績のある者
- (12) 平成30年9月30日現在において、舗装用機械を保有し施工体制を整えている者

- (13) 平成30年9月30日現在において、常勤性のある舗装施工管理技術者を雇用している者
- (14) 平成30年度に受審した経営事項審査の審査基準日以降平成30年9月30日までに技術者に係る変更があった者
- (15) 平成26年4月1日以降に企業合併等を行い、熊本県の合併特例措置の適用を受けている者
- (16) 平成16年1月1日から平成30年12月31日までの間に完成した工事（公共工事に限る。）において、高度な技術等を要する土木一式工事の施工実績のある者
- (17) 平成25年10月1日から平成27年9月30日までの間に満35歳未満の者を採用し、平成30年9月30日現在で3年以上継続雇用している者
- (18) 平成26年1月から平成30年12月までの間に従業員若しくは役員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づく不当要求防止責任者講習を受講させた実績のある者
- (19) 熊本県地球温暖化の防止に関する条例（平成22年熊本県条例第16号）に基づく事業活動温暖化対策計画書又はエコ通勤配慮計画書（平成30年度以降有効なものに限る。）を任意で提出している者
- (20) 熊本市の政令指定都市移行に伴い、県から熊本市に移譲された国道・県道に係る工事及び水前寺江津湖公園に係る工事（土木一式工事及び舗装工事にあつては平成26年1月1日から平成30年12月31日まで、電気工事、管工事、建築一式工事にあつては平成24年4月1日から平成30年12月31日までの間に竣工検査が行われたものに限る。）の成績評点がある者
- (21) 平成31・32年度熊本県工事入札参加者資格審査格付の等級が、平成30年度における等級より上位の等級となる可能性がある場合に、平成30年度末の等級に残留する措置を希望する者

2 申請の受付

次のいずれかの方法によること。

(1) 申請の方法

- ア 郵送（簡易書留に限る。また、申請書（副本）の返送用として切手を貼付した返信用封筒を同封すること。）
- イ 持参（持参者は、申請書記載内容について説明できる者に限る。）

(2) 受付期間

- ア 郵送の場合
平成30年12月7日（金）から平成31年1月22日（火）まで（平成31年1月22日の消印有効）
- イ 持参の場合
平成31年1月15日（火）から平成31年1月22日（火）まで
受付時間：午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで

(3) 提出先

- ア 郵送の場合
〒862-8570（県庁専用郵便番号）
熊本県土木部監理課建設業班
- イ 持参の場合
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館地下1階 監理課入札室

3 提出書類及び提出部数

- (1) 平成31・32年度熊本県工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等評価項目申請書（別記様式3） 2部
- (2) 知事が別に定める添付書類 1部

第3 資格審査及び結果通知

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（平成15年熊本県告示第221号）に基づき、入札参加者資格の有無及び格付について審査を行う。
- 2 第1の3及び第2の3に掲げる書類に不足のある者並びに経営事項審査における総合評定値の請求を行っていない業種及び直近の経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書において「完成工事高」に実績がない業種については、申請を受け付けない。
なお、「解体工事業」についても、解体工事業の許可を有し、かつ経営事項審査において、解体工事業を受審していない場合は申請を受け付けない。
- 3 経営事項審査において、雇用保険、健康保険又は厚生年金保険のいずれかの加入状況が「無」となっている者の申請は受け付けない。
ただし、経営事項審査時に雇用保険、健康保険又は厚生年金保険のいずれかの加入状況が「無」であった者で、平成30年12月31日までに当該保険に加入し、かつ、当該保険料の未納がない者又は適用除外となった者は、この限りではない。
- 4 国税及び県税に未納税額がある者の申請は受け付けない。
- 5 審査の結果は、平成31年3月末までに文書にて通知する予定である。

第4 入札参加者資格の有効期間

今回の申請に係る入札参加者資格の有効期間は、平成31年4月1日から次期の資格認定日の前日までとする。

第5 問合せ先

熊本県土木部監理課建設業班 県内指名願・格付担当
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話096-333-2485

(別記様式1)

平成31・32年度熊本県工事入札参加者資格審査申請書（建設工事）

C 3 0

熊本県知事 様

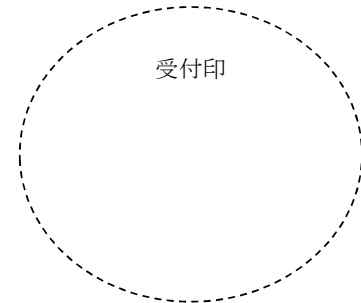
申請年月日 平成 年 月 日

商号又は名称 代表者氏名	実印												
所在地						電話番号							
許可状況	(許可番号) A. 国土交通大臣 B. 熊本県知事 (-) 第 号					(許可年月日) 平成 年 月 日					社会保険の加入状況		
						雇用保険		健康保険		厚生年金保険			
						加入・適用除外		加入・適用除外		加入・適用除外			
希望する 工事種類 (番号に○をつけてください)	01	土木一式工事業	07	屋根工事業	13	舗装工事業	19	内装仕上工事業	25	建具工事業	使用印 (注1)		
	02	建築一式工事業	08	電気工事業	14	しゅんせつ工事業	20	機械器具設置工事業	26	水道施設工事業			
	03	大工工事業	09	管工事業	15	板金工事業	21	熱絶縁工事業	27	消防施設工事業			
	04	左官工事業	10	タイル・れんが・ブロック工事業	16	ガラス工事業	22	電気通信工事業	28	清掃施設工事業			
	05	とび・土工工事業 (注2)	11	鋼構造物工事業	17	塗装工事業	23	造園工事業	29	解体工事業 (注3)	解体工事 (千円※2年平均又は3年平均) ※うち官公庁 (H29実績 千円) (H30実績 千円)		
	06	石工事業	12	鉄筋工事業	18	防水工事業	24	さく井工事業	内訳				

希望業種数 業種

※希望する業種数の合計を記入してください。

(注2) とび・土工・コンクリート工事に関する完成工事高の内訳(2年平均又は3年平均)	01	法面処理工事	千円	05	杭打工事	千円
	02	交通安全施設工事	千円	06	その他	千円
	03	橋梁補修工事	千円			千円
	04	グラウト工事	千円	07	合計	千円



注1: 「使用印」欄には、入札、見積、契約又は工事代金の請求等の行為において、実際に使用する印鑑(代表者印)を押印してください。
 なお、会社印及び代表者印の両方を押印しても構いませんが、使用印として認めるのは代表者印のみとし、入札及び契約においては会社印の有無は問いません。

注2: とび・土工・コンクリート工事業を希望する場合は、直近の経営事項審査の平均完成工事高(2年平均を選択した場合は2年平均の数値、3年平均を選択した場合は3年平均の数値)を記入してください。(「07 合計」欄は、平成30年度の経営事項審査における経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書のとび・土工・コンクリート工事業の完成工事高の数値と一致することとなります。)

注3: 解体工事を希望する場合は、「29 解体工事業」に○をつけ、解体工事の額を内訳に記入してください。

注4: 熊本県が発注する建設工事(随意契約含む)は、平成20年度から全て電子入札となっています。入札に参加しようとする場合は、入札参加者資格認定後に電子入札の利用者登録が必要です。

(別記様式2)

個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書

平成 年 月 日

所在地（住所）

法人名（屋号）

代表者氏名 実印

チェック欄（いずれか該当する項目にチェックを入れてください。）

【熊本県内に事務所又は事業所がない場合】

当事業所は熊本県内に事務所又は事業所がありません。

【領収証書の写しが貼付できる場合】

〈領収証書の写し貼付〉

当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納入しています。

→ 直近の領収証書（申請の日前6月以内）の写しを一部貼付してください

領
収
証
書
貼
付

- ※1 申請の日前6月以内であればいずれの月でも結構です。
- ※2 県内の主たる事務所又は事業所所在地の市町村の領収証書の写しを貼り付けてください。
- ※3 県内の主たる事務所等所在地に居住する従業員がいない場合は、従業員が最も多く居住する市町村の領収証書の写しとなります。
- ※4 従業員が居住する全ての市町村の領収証書を貼り付ける必要はありません。

【貼付する領収証書の写しが無い場合等】

① 〈特別徴収実施確認〉

当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。 → 確認印を受けてください

② 〈開始誓約〉

当事業所は、平成 年 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当事業所あてに送付してください。 → 確認印を受けてください

③ 〈特別徴収義務が無い場合〉

当事業所は、特別徴収義務の無い事業所です。 → 確認印を受けてください

市（町・村）確認印

(記載要領)

1 共通

本書式は、熊本県土木部監理課及び出納局管理調達課の入札参加資格審査において、地方税法及び各市町村の条例に従い、給与所得者に係る個人住民税の特別徴収を実施していることを確認するための書類です。

特別徴収実施済みの事業者については、本書式に市町村が発行する納入書と一緒に綴られている領収証書の写しを貼付してください。

また、所定の領収証書の写しを貼付することができない場合等は、本書式に各市町村の住民税担当課窓口で所定の確認印を受けてください。

なお、熊本県内に事務所又は事業所がない場合（以下事務所又は事業所は事務所等と略）は、本書式中の県内に事務所又は事業所がない場合のチェック欄にチェックしてください。

2 熊本県内に事務所又は事業所がない場合

熊本県内に事務所等がない場合は、【熊本県内に事務所又は事業所がない場合】のチェック欄にチェックしてください。

3 領収証書の写しを貼付できる場合

個人住民税の特別徴収を実施している事業者であり、市町村から発送される所定の様式で納入されている場合は、直近（申請の前日6月の間）の領収証書の写し（一部）を貼付してください。なお、直近のいずれか1月分で構いません。

- 県内の主たる事務所等所在地の市町村の領収証書の写しを貼り付けてください。
- 主たる事務所等所在地に居住する従業員がいない場合は、従業員が最も多く居住する市町村の領収証書の写しを貼り付けてください。
- なお、従業員が居住する全ての市町村の領収証書の写しを貼り付ける必要はありません。

ここでの特別徴収に係る領収証書とは、市町村から発送される納入書と一緒に綴られている領収証書（地方税法施行規則第5号の15様式）のことをいいます。

領収証書見本 （特別徴収義務者の記載があります。）

市町村コード		個人市町村民税 個人道府県民税 領収証書	
口座番号	加入者名	前定番号	
給与分 (基礎控除含む)	退職所得分	延滞金	徴収手数料
合計額			
所在地			
氏名又は名称			
上記のとおり領収しました。			
			領収日 特印
(納入者保管)			

熊本県〇〇市 個人市民税 領収証書

市区町村コード	口座番号	加入者名
指定番号		納入金額①
平成 年 月分	*****	
納入すべき金額が右の 納入金額①の欄の金額と 異なるときは、納入金額 ①の欄を横線で抹消し、 納入金額②の欄に記入し てください。	給与分 (基礎控除)	千 百 十 円
	退職所得分	
	延滞金	
	徴収手数料	
納期限 平成 年 月 日	合計額	
所在地		平成 年 月分
氏名又は名称		領収日 特印
上記のとおり領収しました。		(納入者保管)

4 領収証書の写しの貼付ができない場合

① 特別徴収実施確認の場合

市町村から発送される所定の領収証書の写しを貼付できない場合については、市町村の住民税担当課において、特別徴収実施確認を受けてください。

想定される状況：地方税納付代行サービスを利用して納税している場合

督促状によって納税した場合

市町村の窓口等で、所定の納入書以外の納付書で納税した場合

新たに起業した等により、特別徴収の手続きは行ったが、まだ、納入通知書等を受け取っていない場合

滞納処分によって徴税が行われた場合

- 県内の主たる事務所等所在地の市町村の住民税担当課窓口で確認印を受けてください。
- 主たる事務所等所在地に居住する従業員がいない場合は、従業員が最も多く居住する市町村の住民税担当課窓口で確認印を受けてください。
- なお、従業員が居住する全ての市町村の領収証書の写しを貼り付ける必要はありません。

② 特別徴収義務の無い場合

熊本県内の市町村において、個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない場合、特別徴収義務のない事業者として証明することになります。この確認印については県内の主たる事務所等所在地の住民税担当課で確認印を受けてください。

※個人事業主の方で特別徴収義務の無い事業所の確認を受ける場合は、市町村の確認を受ける際、次の書類を持参してください。

○確定申告書に添付する「収支内訳書」の写し又は青色申告決算書の写し（いずれかの書類の「給料賃金の内訳」部分を確認します。）

③ 開始誓約の場合

この誓約は、現在、特別徴収を実施していない事業者で、普通徴収から特別徴収への切替が間に合わない等の真にやむを得ない場合に使用するものです。

- 県内の主たる事務所等所在地の市町村の住民税担当課窓口で確認印を受けてください。
- 主たる事務所等所在地に居住する従業員がいない場合は、従業員が最も多く居住する市町村の住民税担当課窓口で確認印を受けてください。
- なお、従業員が居住する全ての市町村の領収証書の写しを貼り付ける必要はありません。



1 2 3
D 3 0

平成31・32年度熊本県工事入札参加者資格審査格付に係る
技術事項等評価項目申請書

平成31・32年度熊本県入札参加者資格審査申請に伴う技術事項等評価項目について、本書のとおり申請します。
なお、申請の内容は事実と相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

申請者 4
許可番号 A 大臣 第 5 号
B 知事 第 9 号

所在地

商号又は名称

代表者氏名

実印

※「技術事項等評価項目申請にあたっての留意事項」を参照のうえ、太枠の中のみ記入してください。
※該当項目欄に「1」を記入すること。

該当項目	申請項目	※ 県記入欄
11	ア VE提案の採択状況 () 件数	
12	イ 障がい者の雇用状況 常用雇用労働者数 () 人 うち障がい者数 () 人	
13	ウ 新規学卒者の雇用状況 新規学卒者雇用者数 () 人	
14	エ 男女共同参画の状況 (育児休業、介護休業制度の有無) 常用雇用労働者数 () 人	
15	オ 社会貢献活動の状況 該当項目にチェック <input type="checkbox"/> 消防団員 () 人 <input type="checkbox"/> 消防団協力事業所 <input type="checkbox"/> 保護観察者協力雇用主	
16	カ エコアクション21の取得状況 ・認証取得日 平成 年 月 日 ・認証有効期限 平成 年 月 日	
17	キ 新分野進出の状況 進出分野・事業名 ()	
18	ク 防災協定の締結状況 締結先 (いずれかにチェックをつける) <input type="checkbox"/> 熊本県 <input type="checkbox"/> 市町村 (市町村名)	
19	ケ 継続学習制度 (CPD(S)) の取得状況 単位取得状況合計 土木一式・ほ装 () 単位 建築一式 () 単位	
20	コ 新技術開発等への取組状況	特許 () 件数
21		NETIS () 件数
22		県土木部「新技術・新工法活用システム」() 件数
23	サ 大臣、知事表彰状況 () 件数	
24	シ 舗装用機械の保有状況と施工体制 保有機械 <input type="checkbox"/> アスファルトフィニッシャー <input type="checkbox"/> マカダムローラー (チェックを付ける) <input type="checkbox"/> タイロラー <input type="checkbox"/> モーターグレーダー	
25	ス 舗装施工管理技術者	1級 () 人
26		2級 () 人
27	セ 技術者の変更状況 該当項目にチェック <input type="checkbox"/> 技術者の削除 <input type="checkbox"/> 技術者の追加 <input type="checkbox"/> 技術者の資格の変更	
28	ソ 企業合併の状況 合併等年月日 (平成 年 月 日)	
29	タ 高度な技術等を要する土木一式 工事の実績 工事の種別数 () ※1~6を記入	
30	チ 若年者の定着の状況 若年者の雇用者数 () 人	
31	ツ 不当要求防止責任者講習の受講状況 受講年月日 (平成 年 月 日)	
32	テ 事業活動温暖化対策計画及び エコ通勤配慮計画の提出状況 該当項目にチェック <input type="checkbox"/> 事業活動温暖化対策計画 <input type="checkbox"/> エコ通勤配慮計画	
33	ト 政令市移行に伴い県から権限移譲 された熊本市発注工事の評価状況 該当項目にチェック <input type="checkbox"/> 国道・県道に係る工事 () 件 <input type="checkbox"/> 水前寺江津湖公園に係る工事 () 件	
34	ナ 残留措置適用申請の有無 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> ※有りの場合は、申請する業種に チェックを入れ、別記様式10「残留措 置適用申請書」についても提出してく ださい。 </div>	<input type="checkbox"/> 【土木一式工事】
		<input type="checkbox"/> 【建築一式工事】
		<input type="checkbox"/> 【電気工事】
		<input type="checkbox"/> 【管工事】
		<input type="checkbox"/> 【舗装工事】

技術事項等評価項目申請に当たっての留意事項

※ 当申請は、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事のいずれかの資格審査申請を提出した方が対象です。

1 申請書の記入要領

- (1) 太枠の中のみ記入してください。(県記入欄には記入しないでください。)
- (2) 申請をする項目については、該当項目の欄に「1」を記入してください。
- (3) 許可番号は、大臣・知事のいずれか(A又はB)を○で囲み、番号は正確に記入してください。

2 添付書類について

ア VE提案

平成29年1月から平成30年12月までの間において採択された契約後VE提案の件数を記入し、「契約後VE提案採択通知書(写)」又は「契約後VE縮減証明書(写)」を添付してください。

イ 障がい者の雇用状況

「常用雇用労働者数」及び「うち障がい者数」について、平成30年6月1日現在の人数を記入し、障がい者手帳の写し等を添付してください。

※「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率の適用のある事業所は「障害者雇用状況報告書(写)」を添付してください。

ウ 新規学卒者の雇用状況

学校教育法に規定する学校又は専修学校を平成27年度、平成28年度又は平成29年度に卒業した者を採用し、平成30年12月31日までの間に継続して6か月を超えて常勤で雇用している(いた)者の人数を記入してください。

※新規学卒職員の卒業証書又は卒業証明書の写しと平成30年12月31日までに6か月を超える雇用をしている(いた)ことがわかる書面の写しを添付してください。

6か月を超える雇用をしている(いた)ことがわかる書面の写しとは、「健康保険被保険者証の写し」又は「雇用保険被保険者証の写し」と併せて、社会保険若しくは雇用保険の取得・喪失の書類、賃金台帳等となります。

エ 男女共同参画の状況

常用雇用労働者数について、平成30年9月30日現在の人数を記入し、就業規則(写)を添付してください。育児休業制度及び介護休業制度のいずれも整備していることが条件です。

※常用雇用労働者数10人以上の事業所については、労働基準監督署の受付印のあるもの。
※就業規則全ての写しを添付する必要はありません。商号又は名称、就業規則の制定年月日、労働基準監督署の受付印、育児休業制度及び介護休業制度が確認できる部分の写しで可。

オ 社会貢献活動の状況

①平成30年12月31日現在で、常勤の従業員若しくは役員が県内の消防団に入団している者は、「社会貢献活動実施状況報告書」(別記様式4)に辞令書の写し等消防団員の証明ができるもの(記名のあるものに限る。)又は市町村からの在団証明書を添付し、かつ、熊本県内市町村の消防団協力事業所の認定を受け、消防団協力事業所表示証の交付を受けている者は、消防団協力事業所表示証の写しを添付し、提出してください。

②平成30年12月31日現在で、保護観察者の協力雇用主登録を行っている者は、「社会貢献活動実施状況報告書」(別記様式4)を提出してください(県の調査資料で確認しますので、添付書類は不要です)。

カ エコアクション21の取得状況

平成30年9月30日現在で取得している認証の取得日及び有効期限を記入のうえ、認証・登録証の写しを添付してください。

キ 新分野進出の状況

平成29年1月から平成30年12月の期間において、建設業以外の分野に進出した場合は、進出分野又は事業名を記入し、当該事業に係る「新分野進出に係る事業計画書」(別記様式5)に、次の必要書類を添付して提出してください。

- ① 商業登記簿謄本の写し(目的欄に当該事業が明記してあるもの)
※登記がない場合には、定款、総会等議事録の写し(事業内容の分かるもの)
※個人事業主は除く
- ② 500万円以上の支出を証明する書類(決算書類、契約書、借入証明書等の写し)
※新会社設立の場合(共同出資の場合も含む。)は、出資金額の分かる書類(定款、議事録の写し)及び新会社の支出を証明する書類
※詳しくは、「新分野進出に係る事業計画書の記入に当たっての注意事項」を参照してください。

ク 防災協定の締結状況

平成30年9月30日現在において、熊本県又は熊本県内市町村と防災協定を締結している場合に、締結先にチェックを記入し(市町村については市町村名を記入)、防災協定書の写しを提出してください。なお、加入する団体が熊本県又は熊本県内市町村と防災協定を締結している場合は、当該団体が発行する証明書も添付してください。

※熊本県と県内市町村いずれとも締結している場合は、熊本県にチェックを記入してください。

【参考】熊本県と防災協定を締結している団体で対象となる団体は、以下のとおりです。

- ・(一社)熊本県建設業協会
- ・(一社)熊本県法面保護協会
- ・(一社)熊本県造園建設業協会
- ・(一社)熊本県測量設計・建設コンサルタント協会
- ・(一社)熊本県地質調査業協会
- ・(一社)熊本県電設業協会
- ・熊本県電気工事業工業組合
- ・熊本県管工事業組合連合会
- ・(一社)熊本県防災交通安全施設・橋梁補修業協会
- ・(一社)熊本県道路保全協会

ケ 継続学習制度(CPD(S))の単位取得状況

平成25年10月から平成30年9月までに取得したCPD(S)の学習単位の取得状況について、合計単位数を記入し、下記団体が発行するCPD(S)の取得単位を証するもの(実績証明書、学習履歴証明書等)の写し又は建築CPD情報提供制度による実績証明書の写しを添付してください。

※ 土木一式工事、舗装工事又は建築一式工事のいずれかの競争入札に参加しようとする場合のみ提出してください(電気工事、管工事については対象となりません)。

土木一式工事、舗装工事において評価対象となる団体	建築一式工事において評価対象となる団体
(一社)全国土木施工管理技士会連合会、(一社)建設コンサルタント協会、(公社)地盤工学会、(一社)森林・自然環境技術者教育会、(一社)全国測量設計業協会連合会、(一社)全国上下水道コンサルタント協会、(公社)土木学会、土質・地質技術者生涯学習協議会(事務局：(一社)全国地質調査業協会連合会)、(一社)日本環境アセスメント協会、(公社)日本コンクリート工学会、(公社)日本技術士会、(公社)日本造園学会、(公社)日本都市計画学会、(公社)農業農村工学会、(一財)建設業振興基金、(一社)交通工学研究会、(一社)全日本建設技術協会	(公社)日本建築士会連合会、(一社)日本建築士事務所協会連合会、(公社)日本建築家協会、(一社)日本建設業連合会、(一社)日本建築学会、(公社)空気調和・衛生工学会、(一社)建築設備技術者協会、(一社)電気設備学会、(一社)日本設備設計事務所協会、(一社)日本建築構造技術者協会、(一財)建設業振興基金、(公財)建築技術教育普及センター

コ 新技術開発等への取得状況

平成26年1月から平成30年12月までの間において、次のいずれかが行われた場合に件数を記入し、次の書類を添付してください。

複数ある場合は、それぞれの案件について提出してください。

- ①特許権の設定登録が行われた場合は、特許庁が発行する特許証書
- ②NETIS（新技術情報提供システム）への登録が行われた場合は、NETIS登録番号がわかる書類
- ③熊本県土木部「新技術・新工法活用システム」への登録が行われた場合は、熊本県からの「新技術・新工法活用システム」における審査結果通知文

サ 大臣、知事表彰状況

平成29年1月から平成30年12月までに受けた大臣・知事表彰の件数を記入し、大臣又は知事の表彰状等の写しを添付してください。

法人においては、法人自体が表彰を受けたもの、個人においては個人事業主が表彰を受けたものに限り、(法人における代表者個人や従業員が表彰を受けたもの等については対象となりません。)

※大臣又は知事から表彰を受けた場合に限り、局長や事務所長から表彰を受けたものは対象になりませんのでご注意ください。

シ 舗装用機械の保有状況と施工体制

舗装用機械の保有状況及び施工体制について、平成30年9月30日現在の保有機械にチェックを記入し、「舗装用機械調書」(別記様式6)及び「舗装用機械写真台帳」(別記様式7)と必要な書類を添付してください。

※詳しくは、各様式の記載要領を参照してください。

※舗装工事の競争入札に参加しようとする場合のみ提出してください。(土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事については対象となりません。)

ス 舗装施工管理技術者の人数

平成30年9月30日現在の人数を記入してください。

- ①平成30年度に受審した経営事項審査の「技術職員名簿」(平成30年度中の審査済印があるものの写し)を添付してください。
- ②舗装施工管理技術者の資格を有する者の平成30年9月30日現在の人数を把握しますので、添付した経営事項審査の審査基準日以降に変更があった場合には、「セ 技術者の変

更状況」を参照のうえ、必要書類を修正・提出してください。

※舗装工事の競争入札に参加しようとする場合のみ提出してください。(土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事については対象となりません。)

セ 技術者の変更状況

平成30年9月30日現在の技術者数を把握しますので、経営事項審査の審査基準日以降に技術者の変更があった場合、該当する項目にチェックし、平成30年度に受審した経営事項審査の「技術者名簿」(平成30年度中の審査済印があるものの写し)を朱書き訂正して提出してください。

【朱書き訂正について】(「技術職員名簿：朱書き訂正の記入例」参照)

経営事項審査の審査基準日以降に退社した技術職員は朱線で消去する。経営事項審査の審査基準日以降に入社した技術職員は氏名、生年月日、年齢、業種コード、有資格者コード、講習受講、監理技術者資格者証交付番号、舗装施工管理技術者欄を朱書きで記入し、記入した資格者証等の写しを添付してください。技術職員で新たに資格を取得した場合は、変更箇所を朱書き訂正のうえ、記入した資格者証等を添付してください。

【技術者追加の場合の留意事項】

新たに入社した技術職員については、平成30年9月30日現在で、6か月を超えて継続して雇用されていること(平成30年3月29日以前から雇用)の確認が必要になりますので、次に掲げる書類を添付してください。

- ・健康保険被保険者証(事業所名及び資格取得年月日の記載があるもの)の写し
- ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し
- ・出向社員の場合は出向が証明できるものの写し
- ・出勤簿、賃金台帳、源泉徴収簿のいずれかの写し

ソ 企業合併の状況

平成26年4月1日以降に企業合併等を行い、熊本県の合併特例措置の適用を受けている場合、合併等年月日を記入し、「合併等による特例措置適用(継続)申請書」(別記様式8)を提出してください。

タ 高度な技術等を要する土木一式工事の実績

平成16年1月1日から平成30年12月31日までの間に完成した公共工事で、「土木一式工事調書」(別記様式9)に該当する工事実績がある場合、該当する工事種別数を記入し、当該様式と各実績に係るCORINS竣工時カルテの写し等を提出してください。

※詳しくは様式の記入要領を確認ください。

※土木一式工事の競争入札に参加しようとする場合で、かつ、該当する工事実績を有する者のみ提出してください。(建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事については対象となりません。)

チ 若年者の定着の状況

平成25年10月1日から平成27年9月30日までの間に満35歳未満の者を採用し、平成30年9月30日現在で3年以上継続雇用している者(技術者以外の者も含む)の人数を記入し、次の必要書類を添付してください。

- ①入社年月日がわかる書類(社会保険資格取得日等)
- ②健康保険被保険者証、標準報酬決定通知書等の常勤性確認書類の写し
- ③継続して雇用していることがわかる書類(源泉徴収簿、賃金台帳、出勤簿のいずれ

か3年分)

④平成30年9月30日を含む月の賃金台帳等の写し

ツ 不当要求防止責任者講習の受講状況

平成26年1月から平成30年12月までの間に従業員若しくは役員が暴力団対策法に基づく不当要求防止責任者講習を受講した場合、受講日を記入のうえ、熊本県公安委員会発行の受講修了書の写しを添付してください。

テ 事業活動温暖化対策計画及びエコ通勤配慮計画の提出状況

平成30年度以降有効な熊本県地球温暖化の防止に関する条例に基づく「事業活動温暖化対策計画」又は「エコ通勤配慮計画」を県に提出している場合、該当する項目にチェックを入れて提出してください。

※県の調査資料で確認しますので、添付書類は不要です。

ト 政令市移行に伴い県から権限移譲された熊本市発注工事の評価状況

熊本市の政令指定都市移行に伴い、県から熊本市に移譲された国道・県道に係る工事及び水前寺江津湖公園に係る工事（土木一式工事及び舗装工事にあつては平成26年1月1日から平成30年12月31日まで、電気工事、管工事、建築一式工事にあつては平成24年4月1日から平成30年12月31日までの間に竣工検査が行われたものに限る。）の成績評点がある場合は、該当工事件数を記入のうえ、各工事の工事成績評点通知書の写しを提出してください。

※工事成績評点通知書の余白に、工事の種類（土木、建築、電気、管、舗装）を記入してください。

※ただし、平成24年4月1日から平成30年10月31日までの間に竣工検査が行われた工事については、別途、工事実績の確認を行いますので、工事成績評点通知書の写しの提出は不要です。ただし、平成30年11月1日～平成30年12月31日までの間に竣工検査が行われた工事については、必ず提出してください。

ナ 残留措置適用申請の有無

【※残留措置について】

平成31・32年度熊本県工事入札参加者資格審査格付の等級が、平成30年度における等級より上位の等級となる可能性がある場合に、平成30年度末の等級に留まることができる制度。

（※）例えば、平成30年度末に土木一式A2であった者が、今回A1に等級が上がる可能性がある場合に、あらかじめ申請しておくことにより、A2等級に残留することができます。

技術事項等評価項目申請書（様式3）の提出にあたっては、希望の有無に関わらず、必ず残留措置適用申請の「有り」か「無し」にチェックを入れてください。

また、「有り」の場合は、併せて申請する業種にチェックを入れるとともに、残留措置適用申請書（別記様式10）を提出してください。

3 その他

申請内容に虚偽が発覚した場合は、監督処分や指名停止措置等の処分の対象となりますので、申請内容については、事前に十分確認のうえ記載されますようお願いいたします。

技術事項等評価項目添付書類整理表

申請項目	評価基準日 または 評価対象期間		添付書類
	評価基準日	評価対象期間	
ア VE提案の採択状況		【評価対象期間】平成29年1月～平成30年12月	・「契約後VE提案採択通知書」又は「契約後VE縮減証明書」
イ 障害者の雇用状況	平成30年6月1日現在	【評価基準日】	・「障害者雇用状況報告書」の写し ※法定雇用率の適用のある事業所のみ添付 ・障がい者手帳の写し等
ウ 新規学卒者の雇用状況	平成30年12月31日現在	【評価基準日】	・「卒業証書」又は「卒業証明書」の写し及び常勤性確認書類
エ 男女共同参画の状況 (育児休業、介護休業制度の有無)	平成30年9月30日現在	【評価基準日】	・「就業規則」の写し ※常用雇用労働者数10人以上の事業所については、労働基準監督署の受付印のあるもの
オ 社会貢献活動の状況	平成30年12月31日現在	【評価基準日】	・「社会貢献活動実施状況報告書」(別記様式4) ・消防団関係：辞令書の写し等消防団員の証明ができるもの、消防団協力事業所表示証の写し
カ エコアクション21の取得状況	平成30年9月30日現在	【評価基準日】	・地球環境戦略研究機関の発行する認証・登録証の写し
キ 新分野進出の状況		【評価対象期間】平成29年1月～平成30年12月	・「新分野進出に係る事業計画書」(別記様式5) ・商業登記簿謄本の写し・500万円以上の支出を証明する書類
ク 防災協定の締結状況	平成30年9月30日現在	【評価基準日】	・「防災協定書」の写し ・加入する団体が発行する証明書の原本
ケ 継続学習制度(CPD(S))の取得状況		【評価対象期間】平成25年10月～平成30年9月	・CPD(S)実施団体が証する書面の写し
コ 新技術開発等への取組状況		【評価対象期間】平成26年1月～平成30年12月	・特許権・・・特許証書 ・NETIS・・・登録番号がわかる書類 ・県土木部「新技術・新工法活用システム」・・・審査結果通知文
サ 大臣、知事表彰状況		【評価対象期間】平成29年1月～平成30年12月	・表彰状等の写し
シ 舗装用機械の保有状況と施工体制	平成30年9月30日現在	【評価基準日】	・「舗装用機械の保有状況と施工体制調書」(別記様式6) ・「舗装用機械写真台帳」(別記様式7)
ス 舗装施工管理技術者	平成30年9月30日現在	【評価基準日】	・経営事項審査の「技術職員名簿」 ・舗装施工管理技術者証及び常勤性確認書類の写し(該当者のみ)
セ 技術者の変更状況	平成30年9月30日現在	【評価基準日】	・経営事項審査の「技術職員名簿」 ・資格者証及び常勤性確認書類の写し(該当者のみ)
ソ 企業合併の状況		【評価対象期間】平成26年4月～	・「合併等による特例措置適用(継続)申請書」(別記様式8)
タ 高度な技術等を有する土木一式工事の実績		【評価対象期間】平成16年1月～平成30年12月	・「土木一式工事調書」(別記様式9)及び各実績に係るCORINS竣工時カルテの写し等
チ 若年者の定着の状況	平成30年9月30日現在	【評価対象期間】	・入社年月日がわかる書類及び3年以上の継続雇用実績を確認できる書類
ツ 不当要求防止責任者講習の受講状況		【評価対象期間】平成26年1月～平成30年12月	・熊本県公安委員会発行の受講修了書の写し
テ 事業活動温暖化対策計画及びエコ通勤配慮計画の提出状況		【評価対象期間】平成30年度以降有効な計画	・なし
ト 政令市移行に伴い県から権限移譲された熊本市発注工事の評価状況		【評価対象期間】 【土木一式・舗装】 平成26年1月～平成30年12月 【電気・管・建築一式】 平成24年4月～平成30年12月	・工事成績評価点通知書の写し(H30.11～H30.12竣工検査分)
ナ 残留措置適用の有無	平成31年3月31日現在	【評価基準日】	・「残留措置適用申請書」(別記様式10)

本表は、技術事項等評価項目の各項目毎の評価基準日、評価対象期間、添付書類を整理したものです。
各項目毎の添付書類の詳細については、「技術事項等評価項目申請に当たっての留意事項」や各様式の記載要領等に十分留意され作成・提出してください。

社会貢献活動実施状況報告書

1 消防団員数等

消 防 団 員 数	人	市町村の消防団協力事業所の認定を受けている場合は、当該市町村名を記入

2 保護観察者の協力雇用主

保護観察者の協力雇用主の登録	県での調査資料による。記入及び添付書類不要。
----------------	------------------------

本書の内容は事実と相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日

許可番号（大臣・知事）第 号

所在地

商号又は名称

代表者氏名 印

<裏 面>

記入に当たっての注意事項

< 1 消防団員数等 >

- ・平成30年12月31日現在で、県内の消防団に入団している人数を記入し、辞令書の写し等消防団員の証明ができるもの（記名のあるものに限る。）又は市町村からの在団証明書を添付してください。
- ・併せて、市町村の消防団協力事業所の認定を受け、消防団協力事業所表示証の交付を受けている場合に、当該市町村名を記入し、表示証の写しを添付してください。

< 2 保護観察者の協力雇用主 >

- ・保護観察者の協力雇用主については、県の調査資料によりますので記入不要です（様式3の□にチェックを入れてください）。

(別記様式5)

新分野進出に係る事業計画書

進出した業種			
進出の形態 ※○を付けること	<input type="checkbox"/> 自らの会社による新分野進出 <input type="checkbox"/> 単独で新分野事業を営む会社を設立 <input type="checkbox"/> 共同出資により新分野事業を営む会社を設立		
進出した時期	平成 年 月 日		
事業概要			
支出の状況	支出時期	使 途	金額 (千円)

本書の内容は事実と相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日

許可番号 (大臣・知事) 第 号

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

新分野進出に係る事業計画書の記入に当たっての注意事項

1 対象となる事業

平成29年1月から平成30年12月までの間に建設業以外の分野(以下「新分野」という。)に進出し、次のいずれかの要件を満たす事業

- (1) 建設業者が新分野に進出し、5百万円以上の支出を行ったこと
- (2) 建設業者が単独又は共同で、新分野事業を営む、県内に本店を有する会社を設立し、5百万円以上の支出を行ったこと

2 記入上の注意

- (1) 「進出した分野」欄は、農業(ミカン栽培)、環境(リサイクル)、観光(旅館業)、福祉(介護サービス)等記入すること
- (2) 「進出の形態」欄は、該当するものに○を付けること
- (3) 「進出した時期」は、平成29年1月から平成30年12月までの期間内であること
- (4) 「事業概要」欄は、事業内容、事業規模、設備投資の状況等について記載すること
(パンフレットや写真等の添付は不要)
- (5) 「支出の状況」欄は、合計金額が5百万円以上であることが分かるように記載すること

<記入例>

支出時期	使 途	金額(千円)
平成29年4月1日	作業用機械購入	3,000千円
平成29年6月1日	種苗等材料費	3,000千円

※1件5百万円以上のものが複数ある場合は、そのうちの1件を記載すること

※記載した内容が具体的に分かる資料を添付すること

3 添付書類

	提出書類	提出部数	注意事項
1	商業登記簿謄本の写し	1部	○目的に事業内容が明記してあるもの ※会社設立の場合は新会社に係るもの ※個人事業者は不要
2	定款の写しまたは総会・取締役会等議事録の写し	1部	○事業内容を登記していない場合に事業内容が確認できるもの ○会社設立の場合、出資者及び出資金額が確認できるもの
3	決算書類、契約書、借入証明書等写し	1部	○事業計画書に記載した支出内容を証明できるもの

新分野進出に係るQ & A

質問事項	回答
①進出分野の範囲に要件がありますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業分野、環境分野、福祉分野等が主な進出分野として考えられますが、その他の分野でも構いません。 ・ <u>ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条の営業許可を受けている業種については、加点的対象として認められない場合があります。</u>
②事業の目的を登記する必要がありますか？	<p>進出事業について商業登記簿謄本で確認します。 ※登記がない場合は、定款または総会・取締役会等議事録の写しを確認します。 ※個人事業者は不要です。</p>
③進出時期が平成28年12月以前の場合は対象となりますか？	<p><u>対象外</u>となります。 ただし、対象期間内に新たに他分野に進出し、5百万円以上（税込み）の支出を行った場合には対象となります。 （例） ○…平成26年に農業分野に進出しみかん栽培を行っているが、平成29年4月に1千万円の設備投資を行いみかんの加工食品の販売に着手した。【農業から製造業への進出】 ×…平成26年に農業分野に進出し果樹栽培を行っているが、平成29年4月に1千万円以上の設備投資を行ったの野菜栽培に着手した。</p>
④支出の内容に要件はありますか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設整備や機械購入等初期投資に係る費用、材料費や人件費等の営業に係る費用について新分野事業に関係することが明らかな支出に限ります。 ・ 対象期間内に会社設立のための出資金も支出として認めます。（※5百万円以上必要） ・ 既に新分野に進出していて、他分野に進出するための増資についても支出として認めます。
⑤会社設立の場合で、会社でなく社長が個人で出資した場合は対象となりますか？	<p><u>会社としての出資</u>がなければ、対象外となります。 ※決算書類、定款、議事録等で確認します。 ※個人事業者は事業主が出資者であること</p>
⑥共同出資の場合、共同出資額が5百万円以上あれば対象となりますか？	<p>単独で5百万円以上の出資が必要です。</p>
⑦会社設立の場合に、新会社でも5百万円以上支出していることが必要ですか？	<p>新会社における5百万円以上の支出は必要ありませんが、新分野事業に係る支出が全くない場合には対象となりません。</p>

(別記様式6)

舗装用機械の保有状況と施工体制調書

1 舗装用機械の自社保有状況(平成30年9月30日現在)

(※アスファルトフィニッシャーの保有は必須。アスファルトフィニッシャーを保有していない場合は、本調書の提出不要。)

写真 番号	機 械 名	メーカー名	規格	自動車登録番号	型式 車台番号	取得年月日	所有の形態	備 考
	アスファルトフィニッシャー ※保有必須		(舗装幅1.4m以上)					
	マカダムローラー		(質量10t以上)					
	タイヤローラー		(質量8t以上)	(公道自走式)必須				
	モーターグレーダー		(ブレード幅3.1m以上)	(公道自走式)必須				

2 舗装用機械の運転手の資格取得状況(平成30年9月30日現在)

(※大型特殊免許保有者で、技能講習又は特別教育のいずれかが修了している者を3名記入すること)

職 名	氏 名	入社 年月日	取得している免許・資格等の有無				舗装施工管理 技術者資格	舗装工事 実務経験年数
			主任技術者資格	大型特殊免許	オペレーター免許・資格等			
					技能講習	特別教育		
運転手① ※必須			有・無	有・無	有・無	有・無	1級・2級・無	
運転手② ※必須			有・無	有・無	有・無	有・無	1級・2級・無	
運転手③ ※必須			有・無	有・無	有・無	有・無	1級・2級・無	

【1 舗装用機械の自社所有状況】

<記載要領>

- 1 本調書は、平成30年9月30日現在で自社が所有しているか、リース契約している、又は子会社が所有している舗装関連建設機械(アスファルトフィニッシャー、マカダムローラー、タイヤローラー、モーターグレーダー)について作成する。
なお、子会社とは、会社法第2条第3号、会社法施行規則第3条第1項及び第3項第1号～第3号に規定するものをいう。
- 2 規格については、詳細に記載すること。次の機械については、明記する事項を必ず記載すること。明記されていない場合は評価の対象としない場合がある。
 - ・アスファルトフィニッシャー……舗装幅(例:伸縮式最大1.4m以上)
 - ・マカダムローラー……質量、全輪駆動・後輪駆動の別(例:質量12t、全輪駆動式)
 - ・タイヤローラー……質量、公道自走式か否かの別(例:質量20t、公道自走式)
 - ・モーターグレーダー……ブレード幅、公道自走式か否かの別(例:ブレード幅3.1m、公道自走式)
- 3 リース契約の場合は、備考欄にリース期間を記載すること。
- 4 アスファルトフィニッシャーの保有は必須。アスファルトフィニッシャーを保有していない場合は、本調書は提出できない。

<添付書類>

- 1 平成30年9月30日現在で、有効な車検証の写し。(自社所有又は子会社所有の場合)
- 2 車検証がない場合は、自己所有又は子会社所有を確認する書類として、固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳。(市町村作成のもの)
- 3 規格が判断できる書類として、カタログやメーカーの証明書等。
- 4 リース契約の場合は、リース期間が1年以上の専属のリース契約書(契約期間が経営事項審査の審査基準日を含んだものであること)の写し及び車検証の写し。なお、実質保有と同等であることが必要であり、リース契約期間が1年以上の場合でも、機械の借用が工事で使用する期間のみであるような契約は対象にならない。
- 5 子会社所有の場合は、会社法第2条第3号、会社法施行規則第3条第1項及び第3項第1号～第3号に規定する子会社であることを証明する書類。
なお、子会社の認定は、次の書類の内容を総合的に判断して認定するものとする。
 - 親会社と子会社の決算書及び事業報告書の写し
 - 子会社の株主名簿の写し
 - 親会社と子会社の商業登記簿謄本の写し(過去の役員で判断する必要がある場合は、履歴事項証明書とする。)

【2 運転手の資格取得状況】

<記載要領>

- 1 この調書は、平成30年9月30日現在で、主に舗装工事に従事する常勤の運転手(アスファルトフィニッシャー、マカダムローラー、タイヤローラー、モーターグレーダー)について作成すること。
- 2 取得している免許・資格等の有無の欄は、それぞれの資格の有無について、該当する方を○で囲む。
- 3 運転手は大型特殊免許取得者であり、かつ労働安全衛生法第61条による車両系建設機械運転技能講習(整地・運搬・積込み用機械)又は労働安全衛生法第59条による締固め用機械(ローラー等)特別教育の修了者とする。

<添付書類>

1 常勤性が確認できる書類

- (1)平成30年度に受審した経営事項審査の、「技術職員名簿」に記載されている者については、「技術職員名簿」の写し
- (2)平成30年度に受審した経営事項審査の技術職員名簿に記載されていない者及び審査基準日以降に入社した者については、次のいずれかの書類を添付すること。
- ・健康保険被保険者証(事業所名及び資格取得年月日の記載があるもの)
 - ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し
 - ・出勤簿・賃金台帳・源泉徴収簿のいずれかの写し
 - ・出向社員の場合は出向が証明できるものの写し

2 運転手の資格について

資格取得者であることが確認できる資料として、次の書類を添付すること。

- ・大型特殊免許証の写し(必須)
- ・労働安全衛生法第61条による技能講習修了証[車両系:整地・運搬・掘削]の写し、又は労働安全衛生法第59条による特別教育修了証[締固め用機械]の写し(技能講習修了証又は特別教育修了証のどちらかは必須)

(別記様式7)

舗装用機械写真台帳

商号又は名称	写真番号	撮影年月日	平成	年	月	日
写真①(前面)						
写真②(後面)						
写真③(横面:できるだけ社名が入っている方)						
写真④(車台番号が確認できるもの)						

【記載要領】

- 1 別記様式6「舗装用機械調書」と適合する写真番号を記載すること。
- 2 写真は、6か月以内に撮影したものでカラーとする。
- 3 撮影の際は、テープをあてた状態で撮影する等、ブレド幅、舗装幅の確認ができるよう留意すること。
- 4 自動車登録番号(ナンバープレート)がない場合は、車台番号が確認できる写真を「写真④」として貼付すること。
- 5 商号又は名称、写真番号、撮影年月日の記載があり、写真について前面・後面・横面・車台番号が確認できれば、任意の様式でも可(デジカメのデータによる作成でも可)。

(別記様式8)

平成 年 月 日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

所在地

商号

代表者

印

合併等による特例措置適用（継続）申請書

このことについて、平成31・32年度の熊本県工事入札参加者資格審査格付においても、特例措置の適用を継続されるよう、建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領第6条（※）の規定により申請します。

なお、下記内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

	名称	住所	許可業種	配置技術者数
主たる営業所				
その他営業所				

添付書類

申請日現在で有効な経営事項審査の経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書（写し）

※平成30年4月1日以降については、「建設事業者の合併等に係る総合点数の算定に関する特例要領」第5条の規定による。

特例対象営業所毎技術職員一覧

許可番号 _____

商 号 _____

〔主たる営業所〕

【平成30年9月30日現在】

氏 名	業 種 コード	有資格区 分コード	業 種 コード	有資格区 分コード

〔その他営業所〕

【平成30年9月30日現在】

氏 名	業 種 コード	有資格区 分コード	業 種 コード	有資格区 分コード

【記入方法】 経営事項審査申請書別紙二（技術職員名簿）に準じ、所属営業所毎に記入してください。

行政庁記入欄

	010	020	080	090	130
4条関係					
5条関係					

許可番号（A・B 号）

土木一式工事調書 (高度な技術等を要するもの)

平成 年 月 日

申請者

許可番号

A 大臣
B 知事

第

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

号

所在地

商号又は名称

代表者氏名

工事の種類	工法・規模等	該当する工事に○を記入	該当する工事のうち最も高い最終契約金額のもの1件の額													
													千円			
トンネル工事	NATM工法														千円	
	矢板工法														千円	
	シールド工法														千円	
PC橋上部工事	ポストテンション方式														千円	
	プレテンション方式 (現場施工でプレストレスング工を伴うものに限る。)														千円	
基礎工事	ニューマチックケーソン工														千円	
	オープンケーソン工														千円	
	鋼管矢板基礎工														千円	
	場所打杭等工	深礎杭工														千円
		場所打杭(アースドリル工法など)														千円
軟弱地盤処理工事	サンドコンパクション工法														千円	
	深層混合処理工法														千円	
管きょ推進工事	中大口径推進工法(呼び径800mm以上のものに限る。)														千円	
ダム工事	重力式コンクリートダム工、アーチ式コンクリートダム工 (多目的ダム、治水ダム及び利水ダムに限る。)														千円	
	ロックフィルダム工 (多目的ダム、治水ダム及び利水ダムに限る。)														千円	

(記入要領)

- ①この調書は土木一式工事の競争入札に参加しようとする場合で、該当する工事実績を有する方のみ提出してください。
- ②該当する「工事の種類」、「工法・規模等」の区分ごとに、最終契約金額の最も高いもの1件について記入してください。
- ③対象となる工事は、元請として平成16年1月1日から平成30年12月31日までに完成した公共工事(建設業法施行令第27条の13に規定するもの)の土木一式工事に限ります。
- ④共同企業体としての実績は、出資比率が20%以上のものに限ります。
- ⑤金額欄は、それぞれの区分ごとに該当する工事で、最終契約金額の最も高いもの1件について記入してください。一つの工事で「工法・規模等」が2つ以上にまたがっている場合、契約金額を「工法・規模等」ごとに分割算出せず、契約金額をそれぞれの「工法・規模等」に再掲してください。
- ⑥記入した工事について、工法・規模等の確認のために、CORINSの竣工時カルテの写しを添付してください。ただし、当該工事がCORINSに登録されていない場合は、CORINSの竣工時カルテに代えて、契約書の写し(当該工事が、共同企業体によるもの場合は、建設工事共同企業体協定書の写しを含む。)、その他、本調書の工法・規模等に該当する工事であることを確認できる書類(設計図書のうち、当該部分が記載されている箇所の写し)を添付してください。
- ⑦「工事の種類」のトンネル工事には、河川トンネル工事も含みます。また、シールド工法による下水道管等の埋設工事は、「トンネル工事」の「シールド工法」に記載してください。

残留措置適用申請書

平成 年 月 日

申請者

許可番号

A 大臣 第
B 知事

						号
--	--	--	--	--	--	---

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

平成31年4月1日から平成33年3月31日までを有効期間とする熊本県工事入札参加者資格審査格付に係る残留措置の適用について、下記のとおり申請します。

申請業種 ※申請する業種のみチェックしてください	平成30年度等級
<input type="checkbox"/> 土木一式工事	
<input type="checkbox"/> 建築一式工事	
<input type="checkbox"/> 電気工事	
<input type="checkbox"/> 管工事	
<input type="checkbox"/> 舗装工事	

(記入要領)

①この申請書は、格付対象業種について、平成31・32年度熊本県工事入札参加者資格審査格付の等級が、平成30年度における等級より上位の等級となる可能性がある場合に、平成30年度末の等級に留まることができる「残留措置」を希望する申請書です。残留措置を希望される場合のみ提出してください。

※例えば、平成30年度末に土木一式A2等級であった者が、今回A1に等級が上がる可能性がある場合に、あらかじめ本申請書を提出しておくことにより、A2等級に残留することができます。

②申請書は提出後、取下げや内容の修正をすることができませんので、申請に当たっては記入誤り等がないようご注意ください。

